

中央区一般廃棄物処理基本計画に対するご意見の概要と区の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 令和 2 年 11 月 21 日（土）から 12 月 11 日（金）まで
 2 意見の総数 1 人・11 項目

<取扱い>

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 計画に反映するもの
<input type="triangle"/> 区において今後の事業の参考とすべきもの
└ その他 | <input type="checkbox"/> 計画に盛り込まれているもの
<input type="star"/> 採用には至らないと判断したもの |
|--|--|

ご意見の概要	区の考え方	取扱い
1 SDGs の指標を取り入れていることが、有意義だと考えます。今後、環境関連の他の区の施策において、ぜひ、本指標を取り入れることを期待します。	SDGs は国連で採択され、国の施策にも取り入れられている世界共通の目標です。区においても SDGs を踏まえた施策の展開は大切であると考えます。	△
2 第 9 章では、『取り組みを評価するための指標』が提示されています。各指標の現状と、中間目標の令和 7 年度、目標年の令和 12 年度の目指すべき数値の記載もお願いします。	本計画は、第 9 章に記載したさまざまな取り組みを進めることにより、全体として第 8 章に掲げたごみ減量目標を達成することを目指しています。 「取り組みを評価するための指標」は、第 9 章に記述した個々の取り組みが進んでいるのか、後退しているのかをチェックするために用い、現段階では個々の指標には目標を定めていません。今後、中間目標年度に向けたごみ減量目標の達成状況を見極めた上で、必要に応じ柔軟に定めたいと考えます。	☆
3 中央清掃工場における温室効果ガス排出量の削減を、ごみ減量目標とともに、大きな目標のひとつとして盛り込むようお願いします。	中央清掃工場におけるごみの焼却に伴う温室効果ガスの削減は、大切な取り組みと認識しています。 ただし、中央清掃工場自体は東京二十三区清掃一部事務組合が設置し、管理・運営していますので、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画の中で、温室効果ガスの抑制について検討すべきものと考えます。 区としては、使い捨てプラスチック類の削減を区民に呼びかけるとともに、容器包装プラスチックの分別回収を進めることにより、区内から発生するごみの焼却による温室効果ガスの削減に努めていきたいと考えます。	—
4 中央清掃工場の長寿命化に関する記載をお願いします。	中央清掃工場の長寿命化につきましては、施設の設置、管理・運営を行っている東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画の中で取り組むべきものと考えます。	—

ご意見の概要		区の考え方	取扱い
		区としては、区内のごみ減量・資源化と適正排出を進めることにより、清掃工場の延命化に努めていきたいと考えます。	
5	粗大ごみを自分で収集場所にもっていけば、費用を免除するなど、円滑な回収ができる取り組みの追加記載をお願いします。	各家庭から各戸収集した粗大ごみは、中央防波堤にある東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、処理しています。区民自らが粗大ごみを持ち込む拠点を区内に別途確保するのは、スペースの関係上困難と考えています。	☆
6	食品ロスの削減におけるフードドライブで得られた未利用食品の配分を担当する「中間支援団体」の記載の追記(P.81)をお願いします。	本区では、フードドライブを実施するにあたりフードバンク団体のご協力をいただいていますので、その旨を計画に追記します。	○
7	区の事業者としての取り組みにおいて、「ペーパーレス化」を独立して新たに③をつくり追記してほしい。	区の事務・事業に伴うペーパーレス化は取り組みとして重要と認識しています。 本区では、中央区環境マネジメントシステムの中で紙類の使用量を管理し、廃棄物の削減に努めています。	△
8	主たるプラスチック類（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレンテレフタレート、ナイロン）の分別マニュアルの作成について追記してほしい。 また、携帯に読み取らせればその組成を判別くれるソフトを公開するのはどうか。 さらに、6分類にきちんと分類して持参した場合、ごみ処理券をプレゼントするなど対価を得られるようにすることで、インセンティブを高めるのはどうか。	本区は、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別回収・リサイクルを実施しています。容器包装リサイクル法に定める分別基準は異物の混入率については定めていますが、現在のところ素材別に分けることは求めていません。区としては今後とも、法に基づくプラスチック類のリサイクルを進めていく所存です。	△
9	第10章 生活排水処理基本計画の記載について、下水の分流式、合流式のそれぞれの割合も記載し、分流式を拡大していく旨、記載の充実をお願いします。	生活排水処理基本計画の対象は、くみ取りし屎および浄化槽です。下水道の排出方法及び処理等については、東京都下水道局で計画・整備されるものと考えています。	—
10	AIを活用し、カメラをかざすことで、AIがその分別はどのようにするか、即座に応えるソフトの導入をお願いします。	AIを活用し、粗大ごみを判別するアプリケーションの開発が進んでいるとの報道もありますが、ごみ一般の分別区分を判別するAIの開発については、今後の動向を見ていきます。	△
11	ごみの収集で収集員がコロナ感染を来さないように注意を喚起する文章の追記をお願いします。	ごみ収集や資源回収に際しての感染防止対策については、計画中の「9.3(1)①安心・安全なごみ収集・資源回収のあり方の検討」に記載したように、国や都のガイドラインに基づき区民や事業者への注意喚起や収集作業員の感染防止対策を行っていきたいと考えています。	□